

令和 4 年第 12 回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和4年12月21日（水）午後2時00分

2 場 所 多治見市役所本庁舎 4階会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
議第26号	農業振興地域整備計画の変更に係る協議について	1件
議第27号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議第28号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	1件
報第22号	非農地認定について	1件
報第23号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	1件

4 本日の議長 加納 洋一

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	玉木 芳幸	
2	長江 あさみ	
3	山内 晃三	
4	伊藤 明石	
5	市原 勝美	
6	坂崎 寛治	
7	右高 一朋	
8	若尾 武彦	
9	河地 友次	
10	鈴木 隆	
11	富田 良一	
12	若尾 茂	
13	久野 孝好	欠 席

14	加納 洋一	
15	梶田 達行	
16	東 一二美	
17	日比野 敏夫	

議長 ただいまより、令和4年第12回農業委員会総会を開会する。本日は、13番、久野孝好委員から欠席の報告を受けている。従って農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数の出席があるので、本委員会総会が成立していることを報告する。

議長 次に、多治見市農業委員会会議規則第9条第1項による議事録署名委員を、議長から指名してよろしいか。

(異議なし)

議長 それでは、15番 梶田 達行 委員、16番 東 一二美委員の両名を議事録署名委員に指名する。

議長 本日の議題に入る。はじめに議第26号「農業振興地域整備計画の変更に係る協議について」を上程する。議第26号について事務局より説明願う。

事務局 多治見市から農業振興地域整備計画の変更について協議の申し入れがあったもの。今回は農用地区域の除外を行うもの。除外地番は①根本町9丁目■■番■■の一部、19.51㎡。②根本町9丁目■■番■■の一部、177.08㎡。③根本町9丁目■■番■■、407.00㎡。④根本町9丁目■■番■■の一部、549.62㎡。4ヶ所合計 1,153.21㎡。これにより農用地区域面積が120.381haから120.266haに変更となるもの。

事務局 各筆調書について説明する。根本町9丁目の土地について。除外理由は市道522400線ほか改良用地。土地所有者は①■■■市■■町■■丁目■■番、■■■■。転用事業者は多治見市。②土地所有者は■■■市■■町■■丁目■■番、■■■■。転用事業者は多治見市。③土地所有者は■■■市■■町■■丁目■■番、■■■■。転用事業者は多治見市。④土地所有者は■■■市■■町■■丁目■■番、■■■■。転用事業者は多治見市。

事務局 市道522400線ほかは、根本町の幹線道路であるが、幅員も狭

く、センターラインや歩道も無い。交通量も多く危険な道路となっている。地元からも道路拡幅の要望があり、緊急車両の円滑な通行等道路拡幅の必要性が急務となっている。

議長 議第 26 号について、地元委員から意見があれば発言願う。

12 番 ここはもともと田んぼであったが、今は畑としても利用している。土地所有者がやっているのではなく、借りた人達だと思われる。ここのあたりが道路になるということだが、特に問題とする事はない。農免道路に出やすくなり、便利になる。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 他に発言がないので、議第 26 号について採決を行う。議第 26 号を承認することについて、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 26 号は承認することに決定する。

議長 次に議第 27 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程する。議第 27 号について事務局より説明願う。

事務局 申請は 2 件。申請番号 1 所有権移転、譲渡人、■■■■市■■町■■丁目■■番地、■■■■■■。譲受人、■■■■市■■町■■丁目■■番地、■■■■■■。土地は 3 筆。喜多町 5 丁目■■番、登記簿地目は田、現況は畑、578 m²と喜多町 5 丁目■■番■■、登記簿地目は田、現況は畑、127 m²。と喜多町 5 丁目■■番■■、登記簿地目は田、現況は畑、338 m²。譲渡人の遺言により、譲受人への遺贈となる。耕運機 2 台、軽トラ 1 台。一般野菜の栽培を行う。

申請番号 2 所有権移転、譲渡人、■■■郡■■町■■■■■■番地、■■■■■■■■。譲受人、■■■■市■■町■■丁目■■番地、■■■■。土地は 2 筆。赤坂町 5 丁目■■番、登記簿地目は田、現況も田、343 m²と赤坂町 5 丁目■■番、登記簿地目は田、現況も田、347 m²。譲渡人が高齢のため農

地の管理が難しくなり、譲受人に売買により譲渡するもの。農機具は耕運機 1 台、田植機 2 条を所持している。■さんは、この土地で稲作を行う予定。

議長 議第 27 号の事案 1 号について、地元委員から意見があれば発言願う。

7 番 譲渡人の■■■■■さんは子供がおらず、遺言という形で甥の■■■■■さんに土地を遺贈する ■■さんについては、可児の方でも農業をおこなっており、問題なく農業を行えるだろう。

議長 議第 27 号の事案 1 について、他に発言はないか。

(発言なし)

議長 他に発言がないので、議第 27 号の事案 1 について採決を行う。議第 27 号の事案 1 を承認することについて、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 27 号の事案 1 は承認することに決定する。

議長 続けて議第 27 号の事案 2 について、地元委員から意見があれば発言願う。

7 番 該当地は耕作がされてない状況。いわゆる休耕地であるが、草刈りは行われており、荒れている事はない。今年からイノシシがでるようになって、この近辺で数名の耕作者が被害を受けている。ここは 20 年くらいかけて開墾された場所であるが、農地としてあまり良いところではない。現状、この土地を面倒見てくれる人がいるという事は助かる。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 他に発言がないので、議第 27 号の事案 2 について採決を行う。議第 27 号の 2 を承認することについて、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 27 号の事案 2 は承認することに決定する。

議長 次に議第 28 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を上程する。議第 28 号について事務局より説明願う。

事務局 申請番号 1 所有権移転、譲渡人、■■■■市■■■町■■■■番地の■■、■■■■■及び■■■■市■■■町■■■■番地の■■、■■■■■。譲受人、■■■■市■■■■■■■■■■番地の■■、■■■■■。土地は、笠原町平園■■■■番(■■)、登記簿地目は畑、現況は原野、323 m²及び笠原町平園■■■■番(■■)、登記簿地目は田、現況は原野、119 m²、笠原町平園■■■■番■■(■■)、73 m²、笠原町平園■■■■番■■(■■■■)、登記簿地目は田、現況は原野、32 m²。転用目的は太陽光発電設備の設置。

議長 議第 28 号について、私が地元委員なので報告を行う。現場の状況は山林となっている。昔は田んぼをやっていたようだが、完全に放置されている。道もなく、竹やぶの状態のところもありどうにもならない土地である。(株)SPG は笠原町内で何ヶ所か太陽光発電を行っている。現状の状況からみて太陽光発電でも有効利用できるなら、良いと考える。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 他に発言がないので、議第 28 号について採決を行う。議第 28 号について、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 28 号は承認することに決定する。

議長 次に報第 22 号「非農地認定について」を上程する。報第 22 号について事務局より説明願う。

事務局 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しない土地であると判断した土地について報告するもの。所在地は姫町 3 丁目■■番の■■、田、現況山林原野、1,000 m²。所有者は■■■市■■町■■丁目■■番地、■■■■。現地は竹やぶの状態。

議長 報第 22 号は専決事項のため議決事項ではないが、発言があれば挙手願う。

1 番 ここには水路もなく、30 年ほど放置されており、完全に竹やぶとなっている。

(発言なし)

議長 発言がないので報第 22 号を終了する。

議長 次に報第 23 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」を上程する。報第 23 号について事務局より説明願う。

事務局 1 件。申請番号 1 使用貸借、譲渡人、■■■市■■町■■番地の■■、■■■■。譲受人、■■■市■■町■■番地の■■、■■■■。土地は平和町 4 丁目■■番地、登記簿地目は田、現況は畑で 109 m²、個人住宅の土地に転用。■■さんは、■■さんの孫の夫にあたり、今回使用貸借となった。

議長 報第 23 号は専決事項のため、議決事項ではないが、委員から意見があれば発言願う。

(発言なし)

議長 発言がないので、報第 23 号を終了する。以上をもって、本日の議案を終了する。

議長 その他議案以外で何かあれば発言を願う。

(発言なし)

議長 発言が無いのでこれで終了する。事務局から連絡事項を願う。

事務局 1 月 19 日農業委員農地利用最適化推進大会に参加する。
次回の総会において、農業委員の次期改選の募集要項等を渡す件。
次回の総会開催日は、1 月 25 日水曜日の午後 2 時から。場所は本庁舎 4 階会議室にて開催する。

以上。

(閉会 午後 3 時 45 分)

事 務 局

事務局長	前田	剛
課長代理	柳生	芳憲
主 査	岡田	聡
主 査	玉山	永恵

令和 4 年 12 月 21 日

議事録署名

15 番

16 番

議長